

細 則

◇ 専門部会規定

第1条 会則第28条（専門部会）及び第34条（細則の委任）に基づき、専門部会の規定を次のように定める。

- ① 本会の運営に必要な専門部会として、交通校外部、広報部、地区部、選考企画部を置く。
- ② 交通校外部・広報部・選考企画部は、各学級ごとに選出された専門部員で構成し、地区部は、本会の会員3名以上の部員をもって構成する。但し、ひまわり学級からは、交通校外部・広報部・選考企画部の専門部員を選出しない。
- ③ 専門部会に、次の役員を置く。

ア. 部長	1名	} 該当部員の互選により選出する。
イ. 副部長	1名	
ウ. 書記	2名	
エ. 会計	2名	

但し、地区部は部長1名とし、地区部員の互選により選出する。

- ④ 専門部会は、会長及び各専門部長が必要と認めた場合これを招集し、部長が司会する。但し、決議事項は、運営委員会の承認を得なければならない。
- ⑤ 専門部会は、本会の事業、ならびに各々の任務に基づき活動する。

（交通校外部）

第2条 交通校外部の任務は、次のとおりとする。

- ① 交通安全指導に関すること。
- ② 通学路の安全確保に関すること。
- ③ 地域社会と協力し、児童の校外生活における向上をはかる。
- ④ 学校行事等の円滑な実施のため、PTA本部と共に協力する。

（広報部）

第3条 広報部の任務は、次のとおりとする。

- ① 会報、その他の発行に関すること。
- ② 会員のための取材、広報活動を実施し、幅広い情報提供をめざす。
- ③ 学校行事等の円滑な実施のため、PTA本部と共に協力する。

(地区部)

第4条 地区部の任務は、次のとおりとする。

- ① 児童に対するより良い地域社会環境づくりに協力する。
- ② 学校行事等の円滑な実施のため、PTA本部の要請に応じ活動する。

(選考企画部)

第5条 選考企画部の任務は、次のとおりとする。

- ① 翌年度の本部役員及び会計監査の候補者を選出し、本人の承諾を得て、総会の議決により選任する。なお、会計監査は、運営委員経験者の中から選出する。
- ② 新年度の開始に伴い、各学級における学級長及び各専門部員の選出に協力する。
- ③ 学校行事等の円滑な実施のため、PTA本部と共に協力する。

◇ 特別専門部会規定

第1条 会則第29条(特別専門部会)及び第34条に基づき、特別専門部会の規定を次のように定める。

- ① 特別専門部会は、既存の組織で対応できない事業及び予算が必要となった場合に、本部役員会から運営委員会にはかり、承認を受けて設置する。
- ② 特別専門部会の設置期間・任務及び活動内容は、本部役員会から運営委員会にはかり、承認を受けて決定する。
- ③ 特別専門部会は、特別専門部会本部として、次の役員を置く。

ア. 部長 1名 イ. 副部長 1名 ウ. 書記 2名 エ. 会計 2名	}	運営委員会の承認により選出する。
---	---	------------------
- ④ 特別専門部会は、部長が必要と認めた場合これを招集し、部長が司会する。但し、決議事項は、運営委員会の承認を得なければならない。

◇ 慶弔・見舞規定

第1条 会則第34条に基づき、会員に対する慶弔・見舞の規定を次のように定める。

- ① 教職員の死亡 10,000円
但し、特別な場合(殉職等)はその都度協議する。
- ② 教職員の配偶者の死亡 10,000円
- ③ 教職員の子女の死亡 5,000円
- ④ 保護者の死亡に際して 10,000円
- ⑤ 児童の死亡に際して 10,000円

2. 会員の罹災に際して、特別の場合はその都度協議する。

◇ 表彰規定

第1条 本会に功労のあった者は、次の表彰審査基準により表彰する。

北部小PTA表彰審査基準

役職名	表 彰 基 準
学 年 長	1年間在職の場合は記念品、通算して3年間在職の場合は感謝状及び記念品
専門部長	同上
会 長	その職を退任する場合は感謝状及び記念品
副 会 長	同上
会 計	同上
書 記	同上

※ 特に功労のあった者は、その都度協議して定めるものとする。

附則 本細則の変更は運営委員会の決議による。

- 昭和50年 4月 1日より実施する。
- 昭和59年 4月 1日より実施する。
- 昭和62年 4月 1日より実施する。
- 平成2年 4月 1日より実施する。
- 平成7年 4月 1日より実施する。
- 平成12年 4月 1日より実施する。
- 平成15年 4月 1日より実施する。
- 平成16年 4月 11日より実施する。
- 平成17年 2月 5日より実施する。
- 平成17年 5月 14日より実施する。
- 平成21年 2月 28日より実施する。
- 平成23年 2月 26日より実施する。
- 平成24年 3月 31日より実施する。
- 平成27年 4月 1日より実施する。
- 平成29年 4月 1日より実施する。
- 平成30年 1月 11日より実施する。
- 平成30年 4月 1日より実施する。
- 平成31年 4月 1日より実施する。